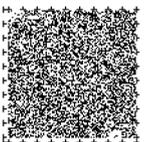


第3章 障害福祉サービス及び 障害児通所支援等の見込み

1. 基本的な考え方
2. サービス体系
3. 新型コロナウイルス感染症の影響
4. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の成果
目標の進捗状況
5. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果
目標
6. 障害福祉サービスの見込み量及び確保のための方策
7. 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策
8. 障害児通所支援等の見込み量及び確保のための方策
9. 発達障害者等に対する支援の見込み量及び確保のた
めの方策





第3章 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込み

1. 基本的な考え方

国が示す障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本指針及びこれを受けた埼玉県のことを踏まえ、本計画では以下の7項目を基本的な考え方とします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障害者、知的障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障害児を対象とする障害福祉サービスの充実と、その利用促進のための周知を図ります。

(3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

地域での生活を希望する人が安心感をもって地域での暮らしに移行し、また暮らしを継続できるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の整備・強化を図るとともに、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域の全ての住民が「地域」、「暮らし」、「生きがい」を共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域のさまざまな相談を受け止め、多機関協働の中核として伴走支援を行うとともに、就労支援や居住支援等も行う包括的な相談支援機能を整備します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

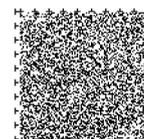
障害児本人の最善の利益を考慮しながら、そのライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

(6) 障害福祉人材の確保

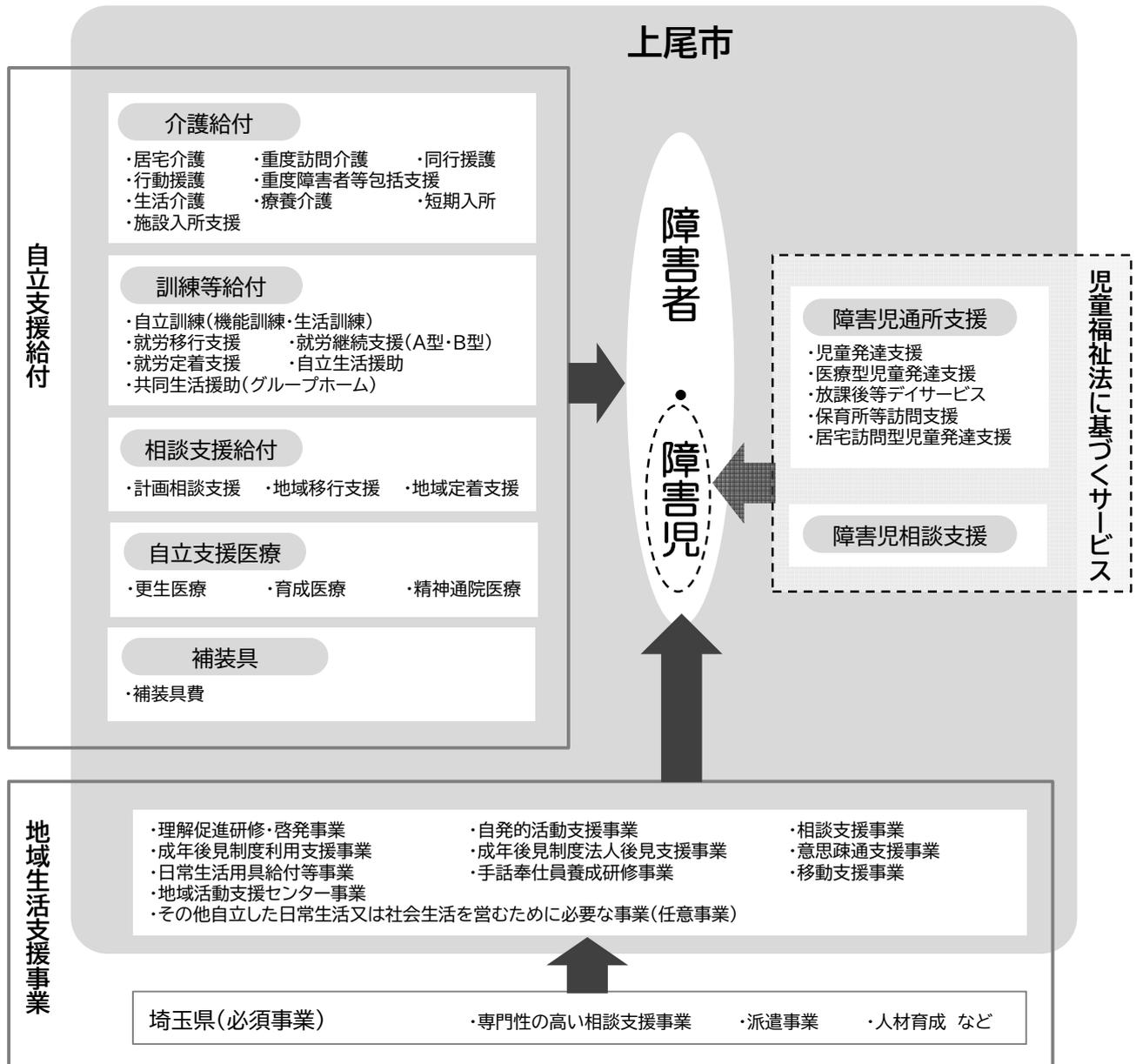
障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供し、さまざまな障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性の高い福祉人材の確保を進めます。

(7) 障害者の社会参加を支える取り組み

障害者の文化芸術の享受・鑑賞、創造や発表等の機会の確保等を通じて、障害者の個性の発揮及び社会参加を促進します。

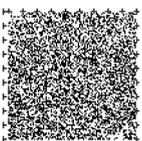


2. サービス体系



3. 新型コロナウイルス感染症の影響

第3章の5～9の「国の基本指針」、「目標」及び「サービス見込み量」では新型コロナウイルス感染症の影響は考慮しておりません。



4. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の成果目標の進捗状況

(1) 第5期障害福祉計画

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本指針

A:平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

B:令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。

イ 目標

A:地域生活移行者数

平成28年度末の施設入所者のうち、9%以上が地域生活へ移行します。

B:施設入所者数

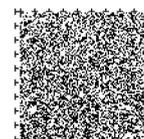
埼玉県は国の基本指針に対して、「本県において入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難なものが多数入所待ちをしている状況であることを踏まえ、施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」との見解を示しています。本市では、本県の事情を勘案した埼玉県の考え方に従い、目標設定は行っておりません。

ウ 進捗状況

平成28年度末時点での施設入所者数184人の現時点の状況は、継続入所が166人、死亡が6人、入院等が2人、転出が5人、地域生活移行者数は5人(グループホーム3人、在宅2人、地域移行の割合2.7%)となっています。

障害者の重度化、高齢化に対応するため、グループホームなどの障害福祉サービスの充実や令和2年10月から実施する地域生活支援拠点等の取り組みを通じて、地域生活移行の推進に努めていきます。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点での施設入所者数	184人	平成28年度末時点での施設入所者数(実績値)
地域生活移行者数	目標値	17人 上記のうち令和2年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
	実績値	5人 令和2年12月時点までに地域生活へ移行した者の数



② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本指針

令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

イ 目標

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和2年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

ウ 進捗状況

保健、医療、福祉関係者による「上尾市精神保健福祉連絡会」が実質的な協議の場として機能しています。平成31年度に、本連絡会において協議の場の設置に向けた検討を行いました。令和2年度末を目途に本市単独又は圏域での「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場」を設置します。

項目		数値	考え方
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、協議会・専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場		0	平成28年度末時点での当該協議の場の設置数
協議の場の設置数	目標値	1	令和2年度末までの設置数の目標値
	実績値	1	令和2年12月時点での設置数

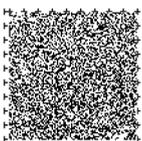
③ 地域生活支援拠点等の整備

ア 国の基本指針

令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

イ 目標

令和2年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。



ウ 進捗状況

平成30年度から2市1町の行政担当者及び関係機関による「相談支援事業の見直しに係る検討会議」を定期的を開催し、地域生活支援拠点等について協議しました。令和2年10月から地域生活支援拠点等1か所を整備し、夜間緊急時の相談支援や緊急時の短期入所居室確保の取り組みを開始しています。

項目		数値	考え方
障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制（拠点）		0	平成28年度末時点での当該拠点の整備数
地域生活支援拠点等の整備数	目標値	1	令和2年度末までの整備数の目標値
	実績値	1	令和2年12月時点での整備数

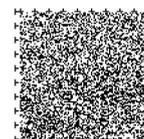
④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本指針

- A:平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- B:就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。
- C:事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。
- D:就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

イ 目標

- A:一般就労移行者数
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とします。
- B:就労移行支援事業利用者数
令和2年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとします。
- C:就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。
- D:就労定着支援事業開始1年後の職場定着率
就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。



ウ 進捗状況

A:一般就労移行者数

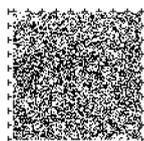
平成31年度の就労支援事業所等を通じた一般就労移行者数は51人となっていましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の就労支援事業所等を通じた一般就労移行者数は41人となる見通しです。引き続き、上尾市障害者就労支援センター等と連携し、就労支援を継続していきます。

項目		数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数		48人	平成28年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
一般就労移行者数	目標値	72人	令和2年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数
	実績値	41人	令和2年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の見込数

B:就労移行支援事業利用者数

平成31年度末の就労移行支援事業所利用者数は139人となっていましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年12月時点の就労移行支援事業利用者数は126人となっています。引き続き、就労移行支援事業所と連携し、就労移行支援を継続していきます。

項目		数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数		91人	平成28年度末において就労移行支援事業所の利用をした者の数
就労移行支援事業利用者数	目標値	131人	令和2年度末において就労移行支援事業所の利用をする者の数
	実績値	126人	令和2年12月時点で就労移行支援事業所の利用をした者の数



C:就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

平成31年度末の就労移行支援事業所は9事業所中、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合は22%、全事業所の就労移行率は36.1%となっています。令和2年10月時点の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合は42.9%となっています。

引き続き、就労移行支援事業所と連携し、就労移行支援を継続していきます。

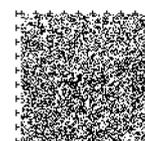
項目		数値	考え方
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	目標値	50%	令和2年度において、就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所の割合
	実績値	42.9%	令和2年10月時点において就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所の割合

D:就労定着支援事業開始1年後の職場定着率

平成31年度末の就労定着支援の支給決定者数は36人、市内の就労定着支援事業所数は5事業所(就労定着区分は90%以上が2事業所、80%~90%が3事業所)、全事業所の就労定着率は95.5%、令和2年度の全事業所の就労定着率は87.3%となっており、それぞれ目標値を達成しています。

引き続き、上尾市障害者就労支援センターや就労定着支援事業所と連携し、就労定着支援を継続していきます。

項目		数値	考え方
就労定着支援事業開始1年後の職場定着率	平成31年度	目標値	80% 就労定着支援事業利用者のうち、1年後に継続して勤務している者の割合
		実績値	95.5% 平成30年度の就労定着支援事業利用者のうち、1年後に継続して勤務している者の割合
	令和2年度	目標値	80% 就労定着支援事業利用者のうち、1年後に継続して勤務している者の割合
		実績値	87.3% 平成31年度の就労定着支援事業利用者のうち、令和2年10月時点で継続して勤務している者の割合



(2)第1期障害児福祉計画

① 障害児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本指針

- A:令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- B:令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- C:医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

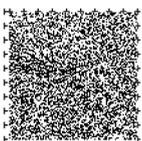
イ 目標

- A:主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数
令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置します。
- B:主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数
令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置します。
- C:医療的ケア児への支援に関する協議の場の設置
平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場を設置します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

ウ 進捗状況

- A:主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数
令和2年12月から主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が1か所開設しています。

項目		数値	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	目標値	1か所以上	令和2年度末までに設置された事業所数
	実績値	1か所	令和2年12月時点までに設置された事業所数



B:主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数

令和2年4月から主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が1か所開設しています。

項目		数値	考え方
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	目標値	1か所以上	令和2年度末までに設置された事業所数
	実績値	1か所	令和2年12月時点までに設置された事業所数

C:医療的ケア児への支援に関する協議の場の設置

平成30年度末に、「上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程」を制定し、市役所庁内関係職員による協議の場を設置しました。

平成31年度は年4回開催し、医療的ケア児に関する実態把握調査を小児科クリニック、在宅医療支援診療所、訪問看護ステーション、埼玉医科大学総合医療センター、埼玉県立小児医療センターに実施しました。

令和2年度は年3回開催を予定しています。

項目		数値	考え方
医療的ケア児への支援に関する協議の場の設置	目標値	設置	平成30年度末までの協議の場の設置
	実績値	設置済み	



5. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア 国の基本方針

- A:平成31年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
B:令和5年度末時点の施設入所者数を平成31年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

イ 目標

A:地域生活移行者数

平成31年度末の施設入所者数の6%以上とします。

項目		数値	考え方
平成31年度末時点での施設入所者数		181人	平成31年度末時点での施設入所者数（実績値）
地域生活移行者数	目標値	11人	上記のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値

B:施設入所者数

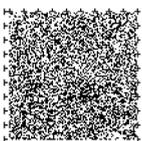
埼玉県は、国の基本方針に対して、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。

本市では、埼玉県の考え方に従い、目標設定は行わないものとします。

② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本方針

- A:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数を見込みを設定する。
B:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数を見込みを設定する。
C:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。



イ 目標

A:保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定します。

サービス名	単位	5期			6期		
		平成30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
協議の場の開催回数	回	1	2	1	2	2	2

※令和2年度は見込数

B:保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込みを設定します。

サービス名	単位	5期			6期		
		平成30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
協議の場への関係者の参加者数	人	17	20	20	20	20	20

※令和2年度は見込数

C:保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

サービス名	単位	5期			6期		
		平成30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(有・無)	無	無	無	有	有	有
	回	-	-	-	4	4	4

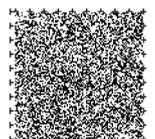
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ア 国の基本方針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

イ 目標

令和2年10月に桶川市及び伊奈町との圏域で共同設置した地域生活支援拠点等について、その機能のさらなる充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。



④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本方針

- A: 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成31年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- B: 就労移行支援事業の一般就労移行者数を平成31年度実績の1.30倍以上とすることを目指すこととする。
- C: 就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を平成31年度実績の1.26倍以上とすることを目指すこととする。
- D: 就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を平成31年度実績の1.23倍以上とすることを目指すこととする。
- E: 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- F: 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

イ 目標

A: 一般就労移行者数(就労移行支援事業等)

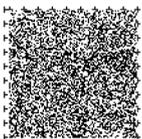
平成31年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とします。

項目	数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数	50人	平成31年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	66人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

B: 一般就労移行者数(就労移行支援)

平成31年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とします。

項目	数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数	46人	平成31年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	60人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数



C:一般就労移行者数(就労継続支援A型)

平成31年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上とします。

項目	数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数	2人	平成31年度において就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	3人	令和5年度において就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

D:一般就労移行者数(就労継続支援B型)

平成31年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上とします。

項目	数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数	2人	平成31年度において就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	3人	令和5年度において就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

E:就労定着支援事業利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数のうち、 就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合

F:就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合



⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本方針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を障害児福祉計画において設定するものとする。

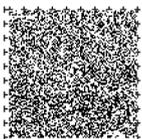
イ 目標

A:障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標

子ども子育て支援等(保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業及び放課後児童健全育成事業)の利用ニーズを踏まえて、地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を設定します。

種別	令和2年度の障害児受け入れ実績(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		令和3年度	4年度	5年度
保育所	52	52	52	52
認定こども園	0	0	0	0
幼稚園	44	40	40	40
地域型保育事業	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	53	56	58	60

なお、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所並びに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、設置又は配置済みであることから目標設定は行いません。



項目	設置（実施）状況	目標設置
児童発達支援センターの設置	設置済み	—
保育所等訪問支援の実施	実施済み	—
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置済み	—
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置済み	—
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	—
医療的ケア児等コーディネーターの配置	設置済み	—

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

ア 国の基本方針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保することを基本とする。

A:令和5年度末までに地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

B:令和5年度末までに地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

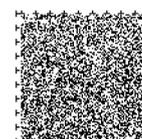
C:令和5年度末までに地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。

イ 目標

A:地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導件数

令和5年度までの地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数の見込みを設定します。

項目	令和3年度	4年度	5年度	考え方
【目標値】 専門的な助言・指導件数	167件	175件	184件	令和3年度から令和5年度における地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数



B:地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

令和5年度までの地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。

項目	令和 3年度	4年度	5年度	考え方
【目標値】 人材育成の支援件数	20件	20件	20件	令和3年度から令和5年度における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

C:地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数

令和5年度までの地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数の見込みを設定します。

項目	令和 3年度	4年度	5年度	考え方
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数	72件	72件	72件	令和3年度から令和5年度における地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数

なお、総合的・専門的な相談支援については、基幹相談支援センターにより実施済みであることから目標設定は行いません。

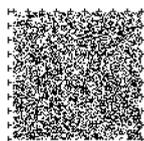
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

ア 国の基本方針

A:都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

B:障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。

C:障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数を見込みを設定する。



イ 目標

A:埼玉県等が実施する研修への参加人数

埼玉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。

項目	令和 3年度	4年度	5年度	考え方
【目標値】 県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人	令和3年度から令和5年度における埼玉県等が実施する研修への参加人数

B:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築

令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

項目	令和 3年度	4年度	5年度	考え方
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	無 (検討)	有	有	令和3年度から令和5年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無

C:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数

令和5年度までの障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数の見込みを設定します。

項目	令和 3年度	4年度	5年度	考え方
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	-	1回	1回	令和3年度から令和5年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数

